

## 平成25年度「薬と健康の週間」実施要綱

### 1 目的

本週間は、医薬品及び薬剤師等の専門家の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

### 2 実施期間

平成25年10月17日（木）から10月23日（水）までの1週間

### 3 実施機関

主 催 厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

後 援 文部科学省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会  
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置家庭薬協会、全国医薬品小売商業  
組合連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター

### 4 実施事項

#### (1) 総 論

医薬品及び薬剤師等の専門家の役割についての正しい知識を消費者の間に普及させるため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力を得てそれぞれの実情に即した運動計画を策定して実施するものとする。

特に医薬分業が各地域で円滑に推進され、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の大切さを一人でも多くの国民が実感できるように、ポスター等啓発資材を用いて積極的な運動を展開するものとする。

ア 医薬品は医師、薬剤師等専門家に相談して使用すべきことを周知徹底すること。

イ 医薬分業の趣旨は、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図るものであることを周知徹底すること。

患者に処方箋を交付することにより、患者自身が服用している薬を知ることができ、また薬剤師が処方した医師・歯科医師と連携して、薬の効果、副作用、用法などについて患者に服薬指導することにより、患者の薬に対する理解が深まること等の利点があることを周知徹底すること。

ウ かかりつけ薬局において薬歴管理を行うことにより、複数診療科受診による重

重複投与や相互作用の確認等を行うことができ、薬物療法の有効性・安全性の向上が望めることについて周知徹底すること。

エ 重複投与や相互作用の確認等のために、お薬手帳の積極的な活用を図ること。

オ 医薬品は、服用期間、用法、用量、保管方法などを守り、使用上の注意を十分に参照して、正しく使用しなければならないことを周知徹底すること。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のため副作用が起りやすく、また複数の診療科受診による重複投与、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の危険性が高いことから、なお一層医薬品の正しい使用を周知徹底すること。

さらに、患者への情報提供を徹底するために、薬剤師の側からの患者に対する声かけが重要であることを周知徹底すること。

カ 薬剤師の医療及び公衆衛生面における活動の現状に鑑み、薬剤師の役割についての正しい知識を周知徹底すること。

キ 薬局及び薬剤師は、地域の在宅医療の担い手であることから、他の医療・介護職種や地域住民に対して、在宅医療における薬剤師の役割と活動状況を積極的に紹介すること。

ク 薬局には、後発医薬品に関する説明を適切に行う義務があり、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めていることを周知するとともに、後発医薬品に関する正しい理解の普及に努めること。

ケ 一般用医薬品の販売制度について周知し、一般用医薬品のリスク区分に対する情報提供について正しい理解のための普及啓発を図り、セルフメディケーションの推進に努めること。

コ 本週間の目的を踏まえ、次の事項についても積極的な推進に努めること。

(ア) 麻薬、覚醒剤をはじめ、合法ハーブ等と称して販売されている違法ドラッグ等の健康に及ぼす影響について周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

(イ) 地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行う。

(ウ) 医薬品の研究開発の必要性和製薬企業や医療機関の取組みに対する理解を求める普及啓発を行う。

サ 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度の周知徹底を図ること。

## (2) 厚生労働省及び日本薬剤師会における実施事項

### ア 広報機関等による啓発宣伝

(ア) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の普及徹底を図る。

(イ) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、薬事関係団体及び製造業者の協力を得て当該製造業者のテレビ、ラジオの提供番組又は新聞等の広告紙面を利用して本週間の趣旨の徹底を図る。

### イ 印刷物の作成配布

厚生労働省及び日本薬剤師会は、広報資料として「薬と健康の週間」に関するポスター、リーフレット等を作成して都道府県、都道府県薬剤師会等に配布する。

### ウ 薬事功労者の表彰

厚生労働大臣は、薬事功労者を表彰する。

## (3) 都道府県及び都道府県薬剤師会における実施事項

### ア 広報機関等による啓発宣伝

都道府県及び都道府県薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の徹底を図る。

### イ 各種催し物等の実施

(ア) 都道府県知事は、薬事功労者、優良薬局を表彰する。

(イ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、講演会、座談会、医薬品相談会、展示会等の催し物を開催して本週間の趣旨の徹底を図る。特に、老人クラブ等関係団体の協力を得て、高齢者及び小児の保護者に対して、薬の正しい使い方について啓発活動を行う。

(ウ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、自らがまたは関係団体等が作成した薬の正しい使い方等に関する啓発資材について、その効果的な活用を行うために関係団体等との連携を図る。

(エ) 都道府県薬剤師会は、小地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催する等の活動を通じて、医薬分業が地域医療に貢献している事例等を積

極的に紹介し、医薬分業の趣旨を広く周知すること。

(オ) 都道府県薬剤師会は、在宅医療の実施を含めた薬剤師の社会的役割について啓発活動に努める。

(カ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正な在り方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

(キ) 都道府県は「薬局機能情報提供制度」の周知と活用の促進に努める。また、都道府県及び都道府県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの提供、公表に努める。この際、在宅医療に関する事項を盛り込む等、地域住民が自身の望む医療を受けることができる医療機関・薬局を選択するために役立つ情報を盛り込むこと。

(ク) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、教育委員会を通じて児童生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演等を実施することにより本週間の趣旨の徹底を図るとともに、学校薬剤師による地域活動等を支援する。

(ケ) 都道府県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、薬剤師の活動分野を紹介する。

(コ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、等の健康に及ぼす影響について周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

#### ウ その他

この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連絡を取り、相互に協調し、それぞれの実情に即した運動を実施するようにする。

#### (参 考)

1. 実施時期：自 平成25年10月17日(木)  
至 平成25年10月23日(水)

2. 実施主体：厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

後 援：文部科学省、日本製薬団体連合会、全日本医薬品登録販売者協会

(予 定) 全国配置家庭薬協会、全国医薬品小売商業組合連合会  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター

### 3. 開催経緯

昭和24年に「全国薬学週間」が開催されたことに始まり、当初は主催者や開催時期が異なっていたことから、昭和52年になって日本薬剤師会から行事の円滑な実施の観点から毎年同一時期の開催の申し入れがあった。

このため、昭和53年度から他の各種週間行事の実施状況等を勘案のうえ、「薬祖神祭の日」である、10月17日を初日とする1週間を実施期間とした。